

## 特集

### 阪神・淡路大震災 30年 座談会

#### 災害への備え 社会福祉士にできることは何か

1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災から30年を迎えます。私たちは兵庫県で活動する社会福祉士として、この震災から何を学び、どのように災害に備えるべきなのでしょう。視覚障害のある防災士の榊原道真さんをお招きし、兵庫県防災士会理事長に就任した溝田弘美・兵庫県社会福祉士会理事、西野佳名子・同事務局長（災害福祉支援委員会委員長）と語り合ってもらいました（以下敬称略）。

文・構成 広報委員会



**西野：**ようこそお越しくださいました。きょうの座談会では障害当事者の声を生かした災害対応とは何か、社会福祉士はどのように防災活動に関わっていくべきかなどについても、ざっくばらんに意見を出し合えればと思います。まずは、阪神・淡路大震災当時の思い出や防災に関わるきっかけ、現在の活動についてそれぞれ教えてください。

#### 停電 病気の進行に気づくきっかけに

**榊原：**僕の目の病気は「網膜色素変性症」です。難病に指定されています。進行性とあって、視力がどんどん落ちていく。震災前も暗い場所ではかなり見えづらくなっていたものの、街の明かりを頼りに夜も出歩くことができていました。それが震災による停電で街が暗くなりました。「あれ、こんなに見えなかったっけ」と。病気の進行に気づくきっかけになりました。

患者会の兵庫県支部が2003年に発足し、支部長に就任。視力がさらに低下し、「もし今、阪神・淡路大震災クラスの地震が起きたら、どう行動すればいいのだろう。私と同じように考えている仲間もいるはずだ」と感じ、震災10年の2005年から防災に関する取り組みを始めました。



### 西野 佳名子 (にしのかなこ)

兵庫県社会福祉士会事務局長。父親が要介護者になったのを機に、流通小売業から福祉業界へ転身。高齢者福祉施設の施設長を経て、2014年から現職。



### 榎原 道真 (さかきばら みちまさ)

視覚障害者や支援者でつくる団体「眼の会」代表。防災士。進行性の難病「網膜色素変性症」によって視力を失う。神戸市西区で鍼灸マッサージの治療室を営む。



### 溝田 弘美 (みぞた ひろみ)

兵庫県社会福祉士会理事。神戸市の社会福祉法人「弘陵福祉会」理事長、特別養護老人ホーム「六甲の館」施設長。兵庫県防災士会の理事長を2024年から務める。

やがて、病名や所属団体にこだわらず、「視覚障害者全体にとって、暮らしやすい社会づくりをめざしたい」という思いに駆られ、2009年11月22日に「眼の会」をつくりました。当初は5～6人のメンバーに声をかけてスタートし、現在は約30人の会員がいます。

活動の柱は、視覚障害者のQOL（生活の質）の向上につながる福祉機器の情報提供や、医療・福祉制度の勉強会です。さらに、防災のシンポジウムやワークショップを、いわゆる「避難行動要支援者」と呼ばれる全ての人々や支援者を対象に開催しています。啓発活動として視覚障害者のサポート講習会も実施しています。支援に関心を持つ人に集まってもらい、交流しながら一緒に学んでいます。これまでに15回開きました。障害当事者と支援者の相互の理解を深めていきたいと思い、続けています。

## 人生を変えた経験 米の大学院に留学

溝田：阪神・淡路大震災当時、私は社会福祉士の資格試験の勉強中でした。父が神戸市内で運営していた特別養護老人ホームは、幸い大きな被害を受けず、行政からの要請に応じて大勢の避難者を受け入れました。1996年に入職し、避難者支援の手伝いを始めました。それが特養での最初の仕事でした。

震災は、私の人生を変えたと思います。後に「ボランティア元年」と呼ばれるような、市民による被災者の支援活動に心を打たれました。NPOのマネジメントを学びたいと考え、アメリカの大学院に留学。その後、高齢者政策も研究したいと思い、2000年にニューヨークへ。そして、2001年には同時多発テロが起きます。日本人のコミュニティーから「支援活動をしたい」と声が上がり、ボランティアやNPOの

組織化を手伝いました。

一番印象に残ってるのは、当時のニューヨーク市長の危機対応です。1日に何度も記者会見してテレビの前で状況を説明し続けた。これこそ大事件や大災害が起きた際のトップのあるべき姿だと感じました。

2006年に帰国し、2012年に特養の施設長になった後の2018年7月、豪雨災害に見舞われます。特養の水道施設に土石流が押し寄せ、モーターが破壊された。突然の断水です。タンクの水が空っぽでした。

こんな時こそ、司令塔になる必要がある。ずっと電話の前に座り、指示を出しました。自力で1000リットルの水を確保し、おむつの配送業者や水道工事の業者、行政とも直接やり取りし、瞬時に状況判断しました。職員にも丁寧に説明し、「大丈夫よ」と伝え続けた。この経験を機に特養のBCP（事業継続計画）にも一段と力を入れるようになりました。

**西野：**お二人とも「防災士」ですね。なぜその資格を取得しようと思ったのでしょうか？ 特に榊原さんは受験にも「壁」があったのではないかと思います。資格を得て意識は変わりましたか？

### ハザードマップ「防災の1丁目1番地」

**榊原：**「眼の会」で防災のシンポジウムを運営し、講師の話に耳を傾けるうちに、自分自身が防災について勉強不足だったことに気づきました。それでは来てもらう人に失礼だなと。

三木市にある兵庫県立広域防災センターで「ひょうご防災リーダー講座」が開講されていると知り、2019年度に受講。修了者には防災士の受験資格が与えられると聞いていましたが、最初は興味がありませんでした。視覚障害ゆえに、受験できないだろうと勝手に思っていました。

秋から5カ月間で計12日の講座。朝7時半に家を出て、帰宅するころには日が暮れています。せっかく頑張ったのだから、試験を受けてみようかと思いつきました。試験を実施する日本防災士機構に連絡したところ、『防災士教本』がデータで提供され、受験時の代読・代筆も了承されました。視覚障害のある防災士は現在、全国で4人だそうです。僕は全盲、他の人は弱視だと聞きました。

学ぶにつれて、ハザードマップの重要性を再認識しましたね。それまでは「見えないから、いいや」って思っていたんです。でも、自分の住まいや地域のハザードを知らないままでは、何をどのように備えればいいのかもわからない。ハザードマップが「防災の1丁目1番地」だと思いつきました。そして、仲間内だけの発信だけでは弱いことも。行政や防災士会にも直接働きかけて我々の思いを粘り強く伝えていかないと、状況は変わらないと痛感しています。

### 「防災活動に福祉の視点が抜けている」

**溝田：**2011年の東日本大震災の後、特養の災害時の対処に関する書籍や文献を数十冊読み、専門家にも話を聞いてBCPを作成しました。2018年の被災時にはそのBCPも一定程度、機能したと思います。それでも私自身、災害に関する法制度に疎いことが気になっていました。

災害救助法や災害対策基本法を全て理解できていないのに、社会福祉士として被災地で支援をしていいのかという不安もありました。勉強できる機会はないかと探して、巡り合えたのが防災士の資格です。2018年12月に大阪で2日間の研修の後、試験を受けて合格しました。どうやら満点だったようです。私でも役に立てるかもしれないと思い、すぐに兵庫県防災士会に入りました。入会したら満点合格の人がゴロゴロいました（笑）。

防災士会の会員は男性が約7割を占めていますが、私が入会した時も理事長は女性。彼女から「防災活動に福祉の視点が抜けている。あなたの経験を生かしてほしい」と言われました。その言葉に励まされ、2024年からは理事長を務めています。女性会員を増やして、福祉やマイノリティーの視点に立った活動をしたい。防災士会に最近、看護や福祉分野からイベントに参加してほしいとよく声がかかるんです。防災が日常の関心事として、福祉にも関係した存在として認識されてきたと思います。防災士会と社会福祉士会が協力するのは、今の時代に合っていると思いますね。

## 進まぬ個別避難計画 「防災庁」に期待

**西野：**阪神・淡路大震災の後も日本列島各地で数々の災害が起き、高齢者や障害者に被害が集中している実態が明らかになってきましたね。兵庫県社会福祉士会は2018年から兵庫県の委託を受けて「防災と福祉の連携による個別避難計画の作成促進」に取り組んでいます。災害対策基本法が改正されて3年余り、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となった一方、行政のマンパワーが不足していたり、地域の理解も深まらなかったりと、作成は遅々として進んでいません。「防災庁」<sup>1</sup>の創設に私自身は期待していますが、災害に対して具体的にどういった備えが必要なのでしょうか？ 榊原さん、障害当事者の立場としていかがでしょうか？

**榊原：**先ほどハザードマップが「防災の1丁目1番地」だと話しました。ハザードマップの情報を知らない視覚障害者には「行政に電話して聞いてください」と伝えています。担当者に自分は視覚障害者だからマップを見られない、だから防災に関する情報を教えてほしいと。そして、避難所の名称と住所、電話番号を記録して、必ず一度、自ら足を運んでくださいとお願いしています。もし避難経路に危険な場所があれば、迂回路も確認しておく必要がある。防災の取り組みのスタートはそこからだと思っています。

防災士の資格を得たのは2020年春。コロナ禍が始まったタイミングでした。「緊急事態宣言」も出されたものの、せっかく資格を取ったのだから動きたい。そう考えて「眼の会」の会員の「マイ・ハザードマップ」をつくろうと思い立ちました。

視覚障害のある会員が20数人いました。手伝ってくれるもう1人と手分けして、会員が住んでいる自治体に電話して居住地を伝え、聞き取ったハザードの情報をまとめて配りました。大半は自分の住まいのハザードを知らなかった。

自治体に電話をした時の対応が、予想以上に丁寧でした。ここまで親切に教えてくれるんだったら、視覚障害者は電話をかけて尋ねるのが最も速くて正確だろうと感じます。視覚障害者向けの「音声ハザードマップ」を作っている自治体もありますが、ネット環境がないと使えない。視覚障害者はネットを使えない人が多いんです。電話を使って、自分がわかるまで尋ねてみるのがベスト。本当にどの自治体も丁寧に教えてくれました。



<sup>1</sup> 2024年11月1日付で「設置準備室」が発足。将来的には「防災省」への格上げをめざすとされる。

**西野**：そうは言っても、自ら情報収集に動かない当事者もいるのではないのでしょうか？ 何が理由なんでしょう？

**榊原**：人に頼ること、頼むことに慣れてしまっている障害者もいるのかもしれませんが。自分ではできないからと。頼める相手、信頼できる人がしっかりとそばにいる障害者も結構多いんです。

### 「おせっかい」に効果があるのか

**西野**：なるほど。自分で情報を集めて、理解して、準備しようとする。まさに「自助」ですね。災害対応の「基本のき」だと思います。防災活動に関わっていると、「ここは過去に災害が起きていないから大丈夫」と話す地域住民にも出会います。「準備しましょうよ」と語りかけても響かない。でも、命に関わる問題だから放ってもおけない。私たちの「おせっかい」に効果があるのかどうか、悩みながら活動しています。啓発の難しさを感じています。

**榊原**：地域の避難訓練に一度だけ参加したことがあります。ひょうご防災リーダー講座で、訓練に参加してレポートを提出する課題があったんです。私には訓練の案内が届きません。地域に関わっている人に日程を尋ねて押しかけました。地域の役員の皆さんも対応に困ったんでしょうね。「危ないから椅子に座っててください」と言われてしまいました。おとなしく座っていましたが、それだと参加した意味がないんですよね。

日常生活の中で、当事者と地域の人々が接する場がない。だから皆さん、どう接したらいいのかがわからないのだと思います。今、災害が起きて住民が一斉に避難所に行ったら、大変な状況になるのではと危惧しています。避難所の開設段階から当事者を交えて一緒に運営していければ、パニックにはならないと思うのですが。地域の人々に理解してもらうために、当事者もひきこもらず一歩外に出てきてほしいと願っています。物おじする気持ちもわかりますが、命がかかっている問題なのでね。

**西野**：地域の人々の立場からすると、当事者に「これを手伝ってほしい」と言われれば断る理由はないと思います。当事者に対して「もっと言ってきてよ」と待っている感じもあるのではないのでしょうか。

### 当事者と地域が意見交換できる場を

**榊原**：それもあると思いますね。ただ、いきなり当事者に来られた場合、慣れていない人だと軽いパニックになったり、おかしい接し方になったりしかねない。そういう対応は当事者が傷つくことにもつながります。まずは当事者と地域の人々、支援者が意見交換できる場づくりが肝心だと思います。

**西野**：溝田さんは特養の施設長の立場でもありますね。BCPも含め、施設で防災への取り組みは進んでいますか？

**溝田**：施設は災害と感染症に対応する BCP を作らなければ、介護報酬から減算されます。避難訓練も実施する必要があります。BCP の策定を指導してもらった大学の先生からは「家族がいる日本人は、災害時には来ませんよ」と言われました。徒歩圏内に住む外国人スタッフに対して、割増賃金を渡すから出勤してもらうようにとアドバイスされた。今は5キロ圏内に約20人が住んでいます。水やお米、生活必需品も十分なストックをしているつもりですが、不安ですね。施設を守る責任者としては。



そういえば、NHK で数年前、衝撃的な報道がありました。全国の高齢者施設のうち、3820 カ所は巨大地震による津波の浸水想定区域にあり、しかもそのうち 1892 カ所

は東日本大震災の後に開設されていると。たくさんの方が亡くなったのに、その後も危険な場所に建設されていたことにショックを受けました。それらの施設にアンケートをしたら「近隣住民のニーズがあった」「土地取得のコストを抑える必要があった」などの回答が多かったそうです。

命よりもビジネス優先の論理が透けて見える。高齢者の人権や命を守る意識が希薄なのだろうと感じます。もしかすると、高齢者施設の開設を認可した行政担当者も防災に詳しくないのかもしれない。担当者の問題というよりも、法律や制度に問題があるのではないかと思います。

**西野**：阪神・淡路大震災を機に、介護や配慮が必要な人の災害関連死をなくそうと「福祉避難所」の必要性が指摘されてきましたね。

### 福祉避難所 全員受け入れられるのか

**溝田**：私たちの施設も福祉避難所に指定されており、行政から頼まれて開設することになります。とはいえ、被災者が殺到した場合に全て受け入れられるのかどうか。コロナ禍以降、「密」を避けるため1人あたりのスペースを広げて確保することになりました。そうすると収容人数を減らさざるを得ません。さらに介護スペースを準備する必要もあります。

施設長の会合に神戸市の防災担当者が来て、いざという時には福祉避難所の開設をお願いしたい、普段から顔の見える関係を作っておきたいと言っていました。阪神・淡路大震災の教訓が生きているのかなと思います。

**西野**：先ほど、榊原さんは行政に電話をかけてハザードを把握し、自ら避難所を確認するという活動をしているとおっしゃっていましたね。

**榊原**：西日本豪雨では岡山県倉敷市で知的障害のある母親と、その娘さんが亡くなりました。福祉サービスが充実しすぎていて近所の人とはコミュニケーションが取れておらず、避難所となる学校の場所がわからなくて逃げられないまま、自宅で亡くなったと聞きました。

僕ら視覚障害者は、ハザードも避難所もいかに事前に確認しておくかがポイントになると思います。さらに、非常食にしても説明書を読みながら作ることができない。だから、一度作っておく。ふたを開

けると、中に何が入っているのか。スプーンや防腐剤を取り出す必要がある。お湯をどれくらい入れるのか。味の確認も必要です。避難グッズも買いそろえておくだけではなく、実際に触って使ってみないとわからないことがあります。当事者仲間にそういう情報をもっと伝えていきたい。支援者にも視覚障害者が困るポイントや手伝ってほしいポイントを伝えていきたいと思っています。

**西野：**テレビなどのニュースは、災害が発生してから報じられるまでタイムラグがあります。リアルタイムで地域の危険を感じる手段はありますか？

**榊原：**ないですね。危険を伝えるエリアメールが携帯電話に届かない場合は、役所に電話して尋ねるしか手段がありません。私の自宅近くに明石川が流れています。例えば、目安として雨が1時間あたり何ミリ以上、1日あたり何ミリ以上降れば氾濫の危険性が増すという基準を示してくれていれば備えられます。障害者は急な対応が難しいですから。行政にその基準を尋ねたところ「危ない時には指示を出します」という回答でした。目安を提示しておいてくれるとありがたいと思うのですが。



**西野：**最近は主な河川にライブカメラが設置され、現地に行かなくても増水の状況をパソコンやスマホで見られるようになってきました。このように視覚情報は増えている印象がある。でも、榊原さんはテレビのテロップを確認することも難しいですよ。

**榊原：**そうですね。スマホの防災アプリも登場していると聞くものの、視覚障害者にスマホは使いづらいんです。表面がつるつるなので、どこを押せばどう動くのかがわからない。今もガラケーを使っています。若い人や弱視の人はスマホを使える人もいますが。

**溝田：**「防災庁」ができるなら、視覚障害者にどうすれば防災情報を届けられるのかを考えてもらいたいですね。開発段階からの当事者参加が必要だと感じます。

**西野：**では、逃げるタイミングをどう判断するのでしょうか？

### 大切な「近助」 福祉専門職への期待

**榊原：**警戒レベル3の「高齢者等避難」の発令です。ただ、避難所が開設されているかどうか、行政に電話で確認してから逃げないと。避難所は自宅から300～400メートルぐらいの場所にあり、歩いて10分ぐらいかかります。外を歩く際は周囲の音、耳が頼りです。雨音が激しいと、周囲の音がわからなくなる。一人で家にいる際にそういう事態になったら怖いですね。

災害への備えとして、自分や家族の命を守る「自助」、町内会レベルの「互助」「共助」、行政による支援の「公助」と言われていますね。これに加えて、私は「近助（きんじょ）」を唱えています。近くで助

けてくれる人をいかに探して見つけておくか。福祉専門職の皆さんには、そのマッチングに協力してほしい。私たちは誰かの手助けがないと移動が難しい。「近助」が当事者の命を守ることにつながります。

**西野:** 社会福祉士を含む福祉専門職が、防災や災害を切り口に地域の支援に取り組めるかもしれません。「近助」に関われる可能性もありますね。

社会福祉士の養成カリキュラムが一新され、テキストに災害対策基本法をはじめとする法制度や災害時の包括的支援体制が盛り込まれるようになりました。社会福祉士には更新研修がなく、新しいカリキュラムを知らないままの社会福祉士も多い。災害時の支援に関する知識を持つ社会福祉士を増やすため、学び直しも大切だと思っています。

阪神・淡路大震災から 30 年の節目を捉えて、職能団体として真剣に取り組んでいきたいと考えています。きょうはありがとうございました。